

犯罪報道から受け取られる罪の重さの印象に関する 実験的研究

齋藤 朗 宏*

1. 研究の目的

犯罪報道は、市民にとって犯罪を認知する数少ない機会であり、犯罪に対する印象を決定づける重大な役割を持っている。そのため、報道のされ方によって世論に影響が出るケースも珍しいものではない。また、日本においては実名報道が原則であり、そのことが人権問題に繋がるケースは数多く見られる。この問題は古くて新しい問題とも言え、松井(1986)では、1970年代から80年代にかけての犯罪報道と人権問題に関する多くの文献を紹介している。こういった人権問題の一例が、中川(2008)で報告されている、1977年に発生した隣人訴訟問題である。具体的には以下のような内容であった。

ある親(Aさん)が隣人(Bさん)に長男を預けたところ、その子供が近所のため池で水死した。Aさん夫妻はBさん夫妻、国、県や市を相手取り民事訴訟。地裁ではBさんに525万円の支払いを命じる。このことを新聞各社は大きく取り上げ、朝日・読売両紙では原告、被告の姓名を。毎日では原告の姓名を明らかにした。その結果、Aさん宅への嫌がらせの電話、葉書、Aさんの長女へのいじめが発生、訴訟そのものを取り下げることとなった。

これは、飽くまでも民事訴訟であるため、厳密には犯罪報道という訳ではないが、マスメディアによる事件における実名報道がもたらす人権被害という意味では、犯罪報道と同種の問題と言えるだろう。

この問題は、情報化の進展に伴いより重大なものへと変化している。インターネット社会においては、ある報道が一旦注目されると、その情報は瞬く間に拡散し、たとえそれが誤報であったとしても、その情報を修正するのは極めて困難である。この一度拡散してしまうと消すのが困難である様は、一度入れたら中々消せない刺青にたとえられ、デジタルタトゥーと呼ばれている。

このデジタルタトゥーの問題はEnriquez(2013)によって注目されることになり、この状況を踏まえて、近年では忘れられる権利という言葉も注目を浴びている。鈴木(2020)では、ドイツにおける忘れられる権利に関する裁判の事例として、殺人事件で服役した男性が、社会復帰後に過去の雑誌の電子版による実名報道が残りに残っている点について、実名削除請求した事例を紹介している。

* 北九州市立大学経済学部
〒802-8577 北九州市小倉南区北方 4-2-1
E-mail:aki@kitakyu-u.ac.jp

このように、犯罪報道と人権という問題は、今後もより一層重要になることが予想される。加えて、2009年には裁判員裁判制度が導入され、刑事裁判に一般国民から選ばれた裁判員が参加するようになった。そのため、一般国民が犯罪をどう捉えるかも重要な課題となっている。伊田・谷田部(2005)では、新聞報道された刑事事件の要約を元にして学生に主観的な量刑の判断を求めるといった実験を行っている。その結果、判決を知らされていない条件で平均5.3年、知らされた条件では3.6年重い刑を科すという結果が得られている。山岡・風間(2004)では、被害者の日頃の行いが悪いといった否定的要素がある場合、被害者に全く落ち度がない場合であっても、加害者に対する量刑が軽くなることを示している。また、西・平(2012)では、裁判員自身の共感性に着目して量刑判断の差異を検討している。

以上のように近年多種多様な研究が見られ、犯罪報道が市民に与える犯罪に対する印象の重要性は、単に世論へ与える影響以上に大きく増したと考えられる。

これらの状況を踏まえ、本研究では、犯罪報道が読者に与える、犯罪の重要性に関する印象を、その報道を見た印象としての量刑判断を用いて実験的に検討する。

齋藤(2012)では、見出しに「逮捕」が入っている51件のニュースについて、本文とコメントをそれぞれ抽出し、頻出単語を確認している。本文に頻出の単語は表1、コメントに頻出の単語は表2の通りであった。また、単語を内容分類した上で、本文コメントそれぞれについて、その内容が出現したニュースの本数をまとめたものが表3である。

表1 齋藤(2012)におけるニュース本文頻出単語

語	出現数	語	出現数	語	出現数
容疑	51	現行	11	殴る	7
逮捕	50	年	11	強盗	7
疑い	43	否認	11	県	7
県警	42	話す	11	殺害	7
認める	35	けが	10	自称	7
同署	25	供述	10	傷害	7
違反	17	歳	10	捜査	7
月	17	運転	9	男子	7
女性	17	現金	9	福岡	7
男	17	東京	9		
事件	16	無職	9		
男性	16	警視庁	8		
会社	13	殺人	8		
市内	13	死亡	8		
同市	13	自宅	8		

表2 齋藤(2012)におけるニュースコメント頻出単語

語	出現数	語	出現数	語	出現数
思う	46	男	19	大津	13
犯罪	46	韓国	18	日本人	13
運転	36	女	17	事故	12
逮捕	32	在日	16	出来る	12
日本	32	出す	16	知る	12
人	30	報道	16	いじめ	11
言う	29	記事	15	トラック	11
殺す	24	出る	15	育てる	11
見る	23	女性	15	教育	11
殺人	23	親	15	教師	11
子供	23	バカ	14	厳罰	11
警察	21	公務員	14	死ぬ	11
事件	21	被害	14	少年	11
自分	20	母親	14		
福岡	20	関係	13		

表3 齋藤(2012)における内容分類後の出現本数

内容	本文	コメント	内容	本文	コメント
子供	12	19	盗み	14	15
親	7	12	運転	12	9
アルバイト	4	1	わいせつ	6	9
無職	9	4	いじめ	3	7
大学生	3	2	侵入	6	2
公務員	3	12	死傷	18	3
中国・韓国	4	18	金	4	8
アメリカ	3	5	自動車	11	6
国内	34	8	銀行	4	3
暴行	24	23	酒	4	1

尚、「子供」から「国内」までは、被害者、加害者、現場のいずれかを示す属性情報を意味し、「暴行」から「侵入」までは具体的な犯行の内容、「死傷」や「金」は犯行の結果、「自動車」から「酒」までは、それぞれにかかわる犯行、結果を意味している。

以上からわかるとおり、犯罪報道そのものの内容と、その報道につくコメントの間には言及されやすい要素に差がある。特に、「公務員」や「中国・韓国」といった内容は、本文で言及された件数より多く言及されており、犯行の結果以上に、誰が誰にどのような犯行を行ったのかの方が興味の対象となっていることを示唆している。このことを踏まえ、本研究では①犯行の内容、②被害の重大さ、③罪状の認否といった量刑に影響を与える基本的な内容に加え、④国籍、⑤性別という加害者の属性が量刑判断に影響を与えていないかについても検討を行う。

2. 研究の方法

2. 1 研究 1

2014年7月に、福岡県内の大学生を対象に、Web入力形式で調査を行った。有効回答数は127件であった。主な調査項目は以下の通りである。

- (1) 量刑判断に関する質問
- (2) 量刑の判断の際に重視する点
- (3) 犯罪報道を見る際に注目する点

(1)の量刑判断に関する質問では、8種類の実験条件から作成された仮想的な犯罪報道の新聞記事について、それぞれ懲役何年が妥当であるかを回答させている。8種類の実験条件は次のように作成している。先述の①犯行の内容（強盗、傷害）、②被害の重大さ（重傷、軽傷）、③罪状の認否（認める、否認）、④国籍（無記載、韓国籍）、⑤性別（男性、女性）5つの要因について、それぞれ括弧内の2つの水準を設定し、ここから直交計画により8通りの組み合わせを求め、その上で、その8通りの組み合わせを元に仮想的な新聞記事を作成する。記事は①、犯行の内容の水準によって以下の2通りに大別され、文面は、下線部を②～⑤の水準によって適宜置き換えている。水準の組み合わせは表4の通りである。

これらについて、まず集計を行い、その上で各要因が量刑判断に与える影響を線型混合モデルによって分析した。

・パターン1・強盗傷害

強盗傷害容疑で韓国籍の男を逮捕＝100万円強奪容疑―警視庁

閉店時のゲームセンター前で店長の男性（45）を襲い店内から金を奪ったとして、警視庁は24日までに、強盗致傷の疑いで、韓国籍の男（35）を逮捕した。男は容疑を否認しているという。男性は肋骨（ろっこつ）を折るなどの重傷。

逮捕容疑は22日午前2時ごろ、新宿区西早稲田のゲームセンターで、店を閉めて帰宅しようとした男性に暴行し、店の鍵を奪って「静かにしないと殺す」などと脅した上、店内の現金100万円や男性のショルダーバッグを奪った疑い。男性は数十回蹴られるなど暴行を受け、男が立ち去った後、戸塚警察署に通報した。

・パターン2・傷害

傷害容疑で女を逮捕＝タクシー運転手殴る―警視庁

タクシーの運転手を殴って、けがをさせたとして、警視庁戸塚署は24日、傷害容疑で女

(35) を逮捕した。同署によると、女は容疑を認めているという。

逮捕容疑は、同日午前 1 時 35 分ごろ、新宿区高田の路上でタクシーから降りる際、男性運転手 (55) に「代金が足りない」と言われたことに腹を立て、男性を殴り頸椎 (けいつい) 捻挫などの軽傷を負わせた疑い。

表 4 要因と水準の組み合わせ

	罪種	結果	認否	国籍	性別	平均値	中央値
1	強盗	軽傷	否認	無記載	女性	8.3	5
2	強盗	重傷	認める	韓国籍	男性	10.0	8
3	強盗	軽傷	認める	韓国籍	女性	9.0	5
4	傷害	軽傷	認める	無記載	男性	5.1	3
5	傷害	重傷	否認	韓国籍	女性	6.3	5
6	強盗	重傷	否認	無記載	男性	9.6	7
7	傷害	軽傷	否認	韓国籍	男性	6.8	5
8	傷害	重傷	認める	無記載	女性	6.6	5

(2), (3) では、量刑を判断する際にある要因を重視するかと、犯罪報道を見るときにその要因に注目するかに分けて、それぞれの要因について重視、注目度合いを 5 段階評価で確認した。質問した要因は以下の通りである。

- 何の容疑で逮捕されたか
- 故意性は高いか
- 被害は大きいか
- 事件に計画性はあるか
- 加害者の責任は重いか
- 加害者に悪意はあるか
- 加害者に更正の可能性はあるか
- 加害者に前科はあるか
- 加害者に再犯の可能性はあるか
- 被害者に落ち度はあるか
- 加害者の性別
- 加害者の職業
- 加害者の国籍
- 被害者の性別
- 被害者の職業
- 被害者の国籍
- 容疑を認めているか

これらの結果から、各要因について、量刑判断と犯罪報道との間で差があるかを対応のある t 検定に、ボンフェローニの調整を行い検討した。

2. 2 研究 2

研究 1 の (1) と同様の文面を、各回答者が 1 つの記事のみ読んで回答する形に変更し、2015 年 5 月から 7 月にかけて、福岡県内の大学生を対象に、Web 入力形式で実験を行った。回答者には、特定の URL にアクセスするように指示し、その Web ページにあるリンクをクリックすることで、犯罪報道の文面にアクセスさせた。ここで、間に挟んだ Web ページに、JavaScript を用いてランダムに、8 種の文面のいずれかに移動するリンクを表示することで、8 種類の実験条件への無作為割付を実現している。

そして、そこに掲載された報道が事実であった場合、量刑は懲役何年が適切かを回答させた。研究 1 において懲役 40 年などの現実的ではない年数が示されるケースが若干名とは言えあったことを踏まえ、以下のような但し書きを文面の前に付け加えることで、懲役は現行の刑法にあわせて 30 年を最大値とし、それ以上と判断する場合には、無期懲役（回答上は 31 年）と回答させている。

「以下の犯罪に関する新聞報道について、被疑者が実際に犯人であった場合、量刑としては懲役何年が適切でしょうか。数字で回答してください。なお、日本の刑法では、期限を切られた懲役としては 30 年が最長です。それ以上に相当すると考える場合には、無期懲役 (31 と記入) してください。また、1 年以下の懲役に相当すると考える場合には小数で記入してください。」

有効回答数は合計 275 件であり、それぞれの条件への回答者数は表 5 の回答という列である。8 種類の実験条件に完全にランダムに割り付けているため、実験条件ごとに若干の人数差が出ている。

表 5 要因と水準の組み合わせ

	罪種	結果	認否	国籍	性別	回答	平均値	中央値
1	強盗	軽傷	否認	無記載	女性	37	10.7	8
2	強盗	重傷	認める	韓国籍	男性	28	11.5	10
3	強盗	軽傷	認める	韓国籍	女性	30	11.1	10
4	傷害	軽傷	認める	無記載	男性	34	3.9	3
5	傷害	重傷	否認	韓国籍	女性	40	4.3	3
6	強盗	重傷	否認	無記載	男性	36	12.9	10
7	傷害	軽傷	否認	韓国籍	男性	40	5.4	3
8	傷害	重傷	認める	無記載	女性	30	5.0	3

これらについて、まず集計を行い、その上で各要因が量刑判断に与える影響を線型モデルによって分析した。研究 1, 2 ともに分析には R3.6.1 (R Core Team, 2019) を用いた。

3. 結果

3.1 研究1

(2)と(3)それぞれの回答の平均値は図1の通りであった。量刑については被害状況が最も重要と考えており、また、何の容疑か、つまり罪種についての注目度合いも高いことがわかる。一方で、被害者、加害者の性別や職業などの注目度合いは低い。多くの要因において(2)と(3)の判断は類似していたが、加害者・被害者の属性情報は、注目度に比して量刑判断の重要度が低いことが確認された。対応のあるt検定にボンフェローニの調整を行った結果、全17要因中、被害者の性別を除いた5つの属性情報のみ量刑判断と注目度において0.1%水準で有意差が見られた。

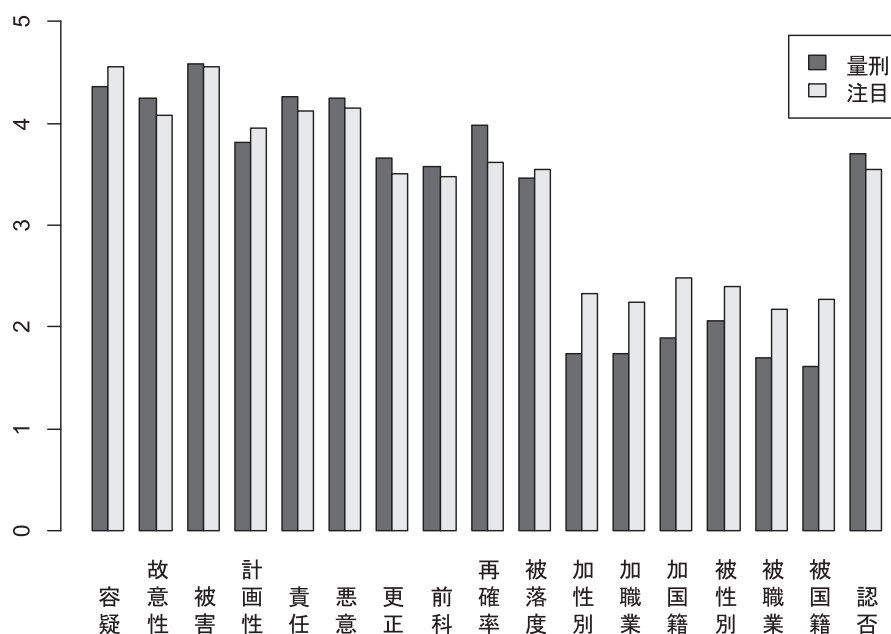


図1 量刑の判断で重視する点と犯罪報道において注目する点

(1)、8つの実験条件における量刑の平均値、中央値は表4右側に記載している。小島(2004)によると強盗傷害で8~9年程度、傷害であれば2~3年程度の懲役が一般的とされており、強盗傷害では若干長めの部分もあるが、概ね一般的な年数が示されている一方で、傷害はやや長めの年数が示されていた。

ただし、中央値はすべて平均値より低い値であり、極端に重い量刑を提示している回答者が一定数いることが示唆される。実際分布を確認してみると、かなり正に歪みが見られた。

そこで、Box-Cox変換を用いて正規分布に近づけるよう変換を行った。尚、 $\lambda=0$ であった。変換後の量刑判断の値を基準変数とした線型混合モデルの推定値は表6の通りである。

罪種は傷害、結果は軽傷、認否は認めていて、国籍は無表記、性別は女性という、平均的により軽い量刑が示された水準を基準として、傷害ではなく強盗傷害であれば量刑がどう変化する

るか等を示しているのが推定値である。罪種は正の値なので、強盗傷害の方が傷害よりも重く評価されるということになる。ただし、懲役年数に対して Box-Cox 変換を行っているため、推定値そのものの考察を行うことはできない。

表 6 線型混合モデルによる推定結果

	推定値	S.E.	t 値	P 値
切片	1.338	0.069	19.369	0.000
罪種	0.456	0.024	19.068	0.000
結果	0.161	0.024	6.754	0.000
認否	0.037	0.024	1.550	0.121
国籍	0.081	0.024	3.381	0.001
性別	0.010	0.024	0.406	0.685

平均的により軽い量刑が示された水準を基準としているため、当然の推定値はすべて正の値を取っている。罪種、結果、国籍が有意となり、認否、性別は有意とならなかった。

3. 2 研究 2

それぞれの実験条件における量刑の平均値、中央値は表 5 右側に記載している。小島 (2004) との比較では、強盗傷害、傷害ともに平均的には若干長めの量刑を提示していることが見て取れる。こちらも同様に正に歪んでいたため、Box-Cox 変換を用いて正規分布に近づけるよう変換を行った。 $\lambda=0.33$ であった。また、変換の都合上、懲役年数 0 年という回答は、0.01 と置き換えている。

表 7 線型モデルによる推定結果

	推定値	S.E.	t 値	P 値
切片	1.148	0.260	4.414	0.000
罪種	1.848	0.207	8.923	0.000
結果	0.180	0.206	0.873	0.383
認否	0.132	0.207	0.637	0.525
国籍	0.065	0.207	0.314	0.754
性別	0.235	0.206	1.142	0.255

この変換後の量刑判断の値を基準変数とした線型モデルの推定結果は表7の通りである。こちらでは、有意となったのは罪種だけであった。

4. 考察とまとめ

2つの研究を通して、平均的には、実際の懲役年数よりも長い年数を回答していたが、伊田・谷田部(2005)で示された平均5.3年といった大きな差にはならなかった。今回の実験条件は仮想的な犯罪報道であるため、実際の懲役年数自体は得られないが、それにしても現実的な懲役年数の回答が得られているとは言えるだろう。

研究間で結果に違いが見られたのは、研究1においては、研究2と比べて単なる傷害に対する懲役年数が長くなっている点と、結果と国籍が研究1では有意となった一方で、研究2では有意とならなかった点である。前者は、質問文の配置の関係で、最初に強盗傷害で発生する長い懲役を回答しているため、その影響であまり短い懲役を回答し辛かったというような、順序効果が出ている可能性が考えられる。後者については、元々、研究2では回答者を無作為に割り当てているため、1つ1つの記事への回答の件数が少なくなり、結果標準誤差が大きくなり有意にはなりづらい部分があるが、それと同時に、複数の記事が提示されることで、回答者がそれぞれの記事を比較し、差を出そうとしたということが考えられる。

いずれにせよ、罪種が明確に影響を与えること、また、認否・性別については明確な差があるとは言い難い点は共通している。このうち、罪種が影響を与えること、性別が与えないように見えることは正しい結果だが、認否の影響があると言えない点は問題である。

単に注目度を聞いた図1の結果からは、罪種以上に被害の大きさの方が量刑判断において意識すると述べられていたにもかかわらず、罪種の中で金銭的な被害の有無ということで、被害の大きさの一部が反映されているとは言え、研究2において怪我の重さという結果の影響が有意にならなかったということ、また、認否についても図1ではそれなりに重要なものとして捉えられていたことも踏まえると、これは、明らかな違いが見える罪種以外の情報が十分に考慮されないまま、罪種の情報だけを見て判断してしまっている可能性を示している。元々、この仮想記事自体が、罪種ごとに別の記事を準備し、記事の一部を差し替える形でそれぞれの要因を反映させている。そのため、罪種以外の情報が、見た目から伝わりづらくなってしまった可能性は否めない。よって、属性による影響が本当に存在しないかについては、罪種による記事の差を出にくくした上での検討が必要となる。

図1と関連するt検定の結果より、加害者、被害者の属性情報は、量刑判断においては重要ではないが、記事における注目度合いはそれより若干高いものとなっている。こういった潜在的な意識が研究1における国籍のように、量刑判断に若干の影響を与える可能性も示唆されており、その点も併せて今後より詳細な検討が必要となるだろう。

参考文献

- Enriquez, J. (2013) . Your online life, permanent as a tattoo. TED2013,
https://www.ted.com/talks/juan_enriquez_your_online_life_permanent_as_a_tattoo
(2020/1/14 アクセス)
- 伊田政司・谷田部友香(2005) . 刑事事件にたいする主観的量刑判断, 法と心理 4 (1) , 71-80.
- 小島透(2004) . 自由刑の実態と量刑判断, 岡山理科大学紀要 40B, 35-54.
- 松井千明(1986) . 人権と犯罪報道に関する文献の最近の動向について, 犯罪社会学研究 11, 100-109.
- 中川博(2008) . 犯罪報道に観る人権侵害 . 四條畷学園短期大学紀要 41, 31-38.
- 西桂奈江・平伸二(2012) . 目撃証言の質と裁判員の共感性レベルが量刑判断に与える影響 - 裁判員制度の観点から -, 福山大学こころの健康相談室紀要 6, 45-53.
- R Core Team (2019) . R: A Language and Environment for Statistical Computing.
<https://www.R-project.org/>
- 齋藤朗宏(2012) . 犯罪報道と与える印象の内容分析, 犯罪心理学研究 50, 168-169.
- 鈴木秀美(2020) . 「忘れられる権利」と表現の自由・再論: ドイツ連邦憲法裁判所の2つの決定を手がかりに, メディア・コミュニケーション: 慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 70, 1-18.
- 山岡重行・風間文明(2004) . 被害者の否定的要素と量刑判断, 法と心理 3 (1) , 98-110.